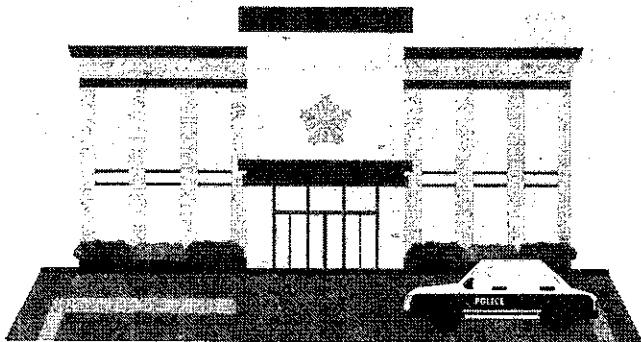


飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には、
都道府県公安委員会(警察)等への事前通報が
小型無人機等飛行禁止法により義務付けられています

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合

事前通報は、原則として飛行開始の48時間前までに
(災害その他緊急やむを得ない場合には、飛行開始の直前までに)行う必要があります。

全ての飛行禁止エリア



都道府県公安委員会

飛行禁止エリアを管轄
する警察署を通じて
都道府県公安委員会に
通報する必要があります。
警察署の窓口のほか、
e-Gov電子申請サービス
からオンラインで通報
することができます。

e-Gov電子
申請サービス



都道府県公安委員会(警察)への事前通報に加えて、次の飛行禁止エリアで飛行させる場合には、
関係機関への事前通報も必要になります

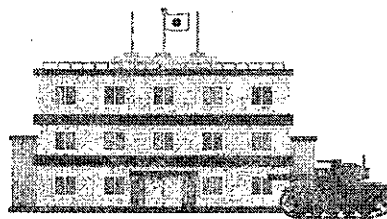
海域を含む 飛行禁止エリア



当該海域を管轄する
管区海上保安部長への
事前通報が必要です。



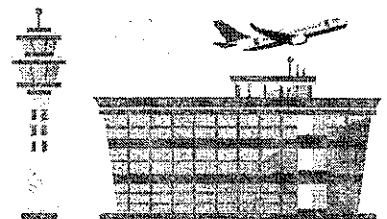
防衛関係施設周辺の 飛行禁止エリア



当該防衛関係施設の
施設管理者への
事前通報が必要です。



空港周辺の 飛行禁止エリア



当該空港の
施設管理者への
事前通報が必要です。

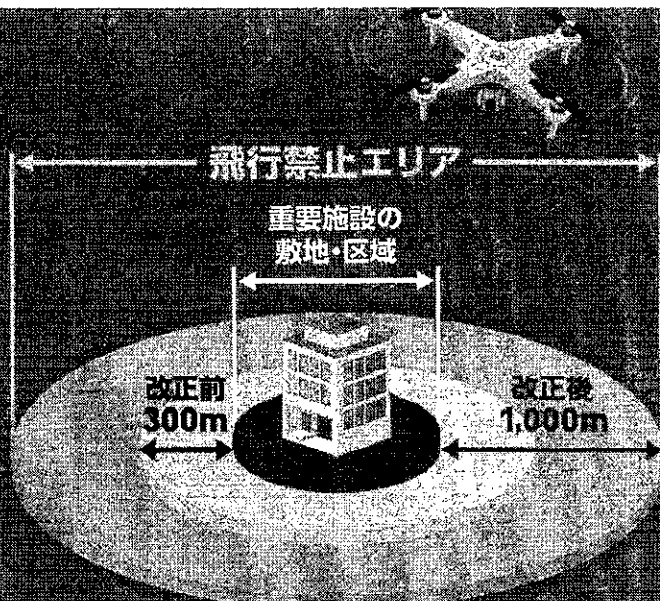


対象施設管理者等からの同意取得手続

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合のうち、重要施設の管理者又は土地の所有者・占有者の同意を得て行う
ものについては、警察等への事前通報の際、その同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。
同意取得手続については、各施設の管理者等へお問い合わせください。

ドローン等の飛行禁止エリアが 1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を
飛行させる場合には警察への
事前通報等が必要です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地等の周囲「おおむね
300m」であった飛行禁止エリアが
「おおむね1,000m」に拡大

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する
従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行
禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設

「敷地等」の上空飛行

1年以下の懲禁刑又は50万円以下の罰金

「敷地等」以外の

飛行禁止エリアの上空飛行
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

詳細は警察庁の
ウェブサイトへ

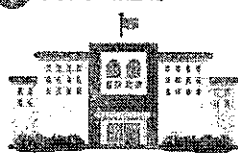


重要施設とは

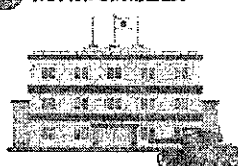
① 国の重要な施設等 (国会議事堂、首相官邸、 最高裁判所、皇居 など)



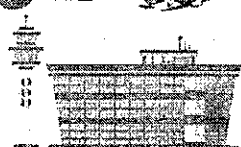
② 外国公館等



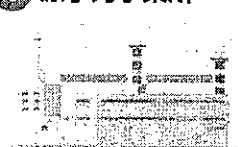
③ 防衛関係施設



④ 空港



⑤ 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席
する行事会場等や外国要人が参
加する国際会議の準備・運営の
ために使用される会議場施設等
の一時的に指定される施設が含
まれます。

飛行禁止の例外

① 重要施設の管理者又はその 同意を得た者による飛行禁止 エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための
空撮等

② 土地の所有者・占有者又は その同意を得た者による当該 土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農薬散布や、
自宅の庭におけるドローンの操作練習等

③ 国又は地方公共団体の業務 を実施するために行う飛行禁 止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

事前通報手続の
詳細

上記①～③の飛行禁止の
例外に当たる場合でも、警
察等への事前通報(原則と
して飛行開始の48時間前)
が必要です。



規制の対象となるドローン等とは

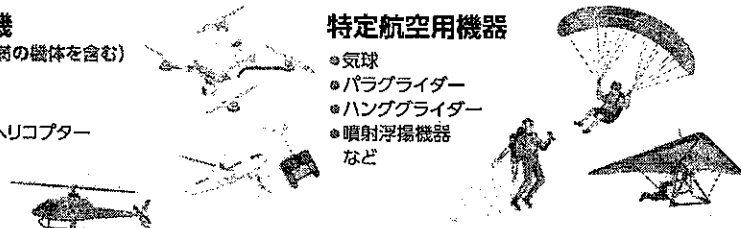
小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ドローン
- ラジコン機
- 農薬散布用ヘリコプター
など

特定航空用機器

- 気球
- パラグライダー
- ハンググライダー
- 噴射浮揚機器
など



「航空法」による無人航空機
(重量100g以上の機体)に関
する規制もご確認ください。

